

定款施行細則

制定 平成 23 年 11 月 9 日

(細則の目的)

第 1 条 この細則は、定款 5 条第 1 項第 2 号に規定する事業の実施にあたって、第 58 条の規定にもとづき定めるものとする。

(学会の開催)

第 2 条 この法人は、毎年 1 回以上、学術総会を開催するものとする。

2 開催地は理事会で推薦し、総会の承認をうるものとする。

(学会長)

第 3 条 この法人は、学術総会の開催にあたり、総会会長 1 名を選出する。

2 総会会長は理事会の推薦により、総会の承認をうるものとする。

3 総会会長の任期は、選出された総会から、次期総会で選出される次期総会会長の決まるまでの間とする。

(演題の採択)

第 4 条 この法人が学術総会において行う演題の募集方法、その他採択等は総会会長が決め、理事会の承認をうるものとする。

2 特別講演、教育講演等は総会会長が推薦し、理事会の承認をうるものとする。

(学会の経費)

第 5 条 この法人が学術総会を行う場合の経費は総会会長の責任においておこなう。

2 前項の経費は、医学会本会計からの繰入金、助成金、寄附金等によって支弁する。

附 則

1. この細則に定めのない事項については、総会会長は理事会に附議して決める。

2. この細則は平成 23 年 11 月 9 日から施行する。